

平成24年度特別研究会（第9回、複雑困難訴訟）

共同研究(パネルディスカッション)

「複雑困難訴訟を巡って」結果概要

平成25年5月
司法研修所

本資料は、平成25年2月12日に実施された特別研究会（複雑困難訴訟）の共同研究における議論を取りまとめたものである。

講 師

■大学大学院教授

■大学大学院教授

弁護士

法務省大臣官房審議官

中山 孝 雄

■新聞社論説副委員長

司 会

東京高裁部総括判事

奥 田 隆 文

(注) 本文中、●は講師の発言、○は研究員の発言である。

目 次

第1問 原発訴訟等関係

- | | |
|---|----|
| 1 福島第一原発事故発生後の諸情勢の動きが、原発関連訴訟に係る裁判所の審理運営や判断の在り方に及ぼす影響について ······ | 1 |
| 2 高度な科学的、専門技術的知見が必要とされる事件において中立的な立場の専門家の確保が困難な場合に、的確に争点整理を行うための審理運営の工夫について ······ | 14 |

第2問 大規模訴訟の審理運営にかかる問題 ······

第3問 意見陳述にかかる問題 ······

第4問 その他 ······

第1問 原発訴訟等関係

1 福島第一原発事故発生後の諸情勢の動きが、原発関連訴訟に係る裁判所の審理運営や判断の在り方に及ぼす影響について【提出問題1~3】

◎ 行政訴訟における判断枠組み等

(1) 原子炉設置許可取消訴訟等の行政訴訟における従前の判断枠組みについてどのように考えるか。裁判所の審理の内容はどのようになるか。【提出問題1】

● 福島第一原発事故は起こるべくして起こった事故である、という現実からまず出発すべきである。また、原発事故は一度起きたら取り返しがつかない事態になる一方で、原発を止めても当面取り返しのつかない事態にはならない。安全性が確保されていない原発の原子炉設置許可を取り消しても、新しい基準に基づいて審査をやり直せばよく、原発がなくなるわけではない。国や電力会社がやっていることだから、あるいは、専門家が言っていることだから間違いないだろうとか、3人の裁判官では国家施策に関わる判断をしかねるといった、行政裁量論や専門裁量論の根底にあると思われる潜在意識は、少なくとも原発に関しては払拭されてしまうべきではないか。

こういう観点から伊方原発訴訟の最高裁判決（以下「伊方原発最判」という。）を見直してみると、災害が万が一にも起こらないようにするという観点からまずは行政庁が不合理な点のないことを相当の根拠資料に基づき主張立証する、尽くさない場合には不合理な点があることが事実上推定される、という議論には、改めて価値が出てきたと思う。ただ、今回の一連の事態を踏まえてみるならば、当時の原子力委員会の専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の公益的判断に委ねるというような大幅な行政裁量や、審査対象を基本設計に限定するという判断は、見直しがされるべきであると思う。

● 福島第一原発事故が起きたこと等を契機として、処分庁に対する社会的な信頼が失われたから、処分庁の専門技術的裁量を狭くすべきであるとか、裁判所の審査密度を高めるべきだといった意見が出てきているが、伊方原発最判が示した、専門技術的裁量を前提とする裁量統制型の判断手法自体は維持されるべきである。なぜなら、処分庁に専門技術的裁量が与えられていることや、それを前提に裁判所がどういう司法審査の在り方を探るべきかは、原子炉等規制法という実定法の解釈から導かれる事柄だからである。法律の基本的な仕組みが変わらないにもかかわらず、その解釈が変わるというのは相当ではない。

では何が変わる可能性があるのかというと、東日本大震災と福島第一原発事故の発生に

より得られた様々な教訓や知見の中には、伊方原発最判がいうところの「現在の科学技術水準」の一部を形成するものがあるということである。そこで、今後は、それらを含む現在の科学的水準に照らして、基本設計の安全性について、審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点がないか、あるいは、具体的審査基準適合性の判断過程に著しい過誤欠落があったかどうかが判断されることになる。ただ、留意すべきことは、裁判所が依拠すべき科学技術水準は、あくまでも国際的に確立された基準ないし誰からも支持されるような科学的知見又は経験則でなければならないということである。そして、このような基準や経験則等が確立されるためには、慎重な検討作業を要し、時間もかかる。また、福島第一原発事故があったからといって、そこで得られた知見等が、立地条件や地形等の異なる各地の原発全てに当てはまるわけではなく、全国一律に結論が出るというものでもない。そういう意味で、裁判所は、科学的知見については、何が確立されたものなのかを慎重に把握した上で、処分行政庁の判断に不合理な点がないか否かを検討する必要があると思う。

- 伊方原発最判で示された司法審査の在り方は、当時の原子力委員会といった専門機関の判断に基づいているということを理由にして、裁判所は行政庁の判断をある程度は尊重する、しかし、広い裁量というものまでは認めない、というものであるが、この考え方は学界でも比較的支持されており、私自身も基本的には支持してよいと考えている。したがって、司法審査の方法として、まず行政庁の側が判断の合理性に関する主張立証をし、その上で、裁判所が行政庁の示した判断過程に沿って、安全審査基準の合理性とその基準のあてはめの合理性をチェックするという方法の大枠は、維持してもよいのではないか。ただ、どこまでの異常事態を想定するかという具体的な判断のレベルにおいて、福島第一原発事故が発生したことを踏まえると、行政庁の側が「これを想定から外す」という場合にはより丁寧な説明が要求されるようになり、裁判所としても、どこまでの事態を想定するかということについては慎重に判断する必要が出てきたと思う。

また、伊方原発最判は、原子炉設置許可取消訴訟の対象はあくまでも基本設計に限られ、その後の工事方法の認可等の手続で審査されるいわゆる詳細設計については審査の対象から除かれるという判断をしている。解釈論の大枠としては支持できるが、法令上、基本設計について定めているわけではない。これについても一定程度行政庁の判断を尊重するのがもんじゅ訴訟の最高裁判決であるが、それを前提にしても、基本設計と詳細設計の合理性の判断はそれほど明確に分かれるものではないのではないかと思う。

さらに、伊方原発最判のポイントは、「現在の科学技術水準に照らし」という部分であ

る。この点は、まさに現時点で極めて重要な意味を持っているのではないか。

- 以前から、原発関連訴訟はメディアにとっては大きな取材テーマであり、原発に関するスタンスはメディアごとに違いがあったが、福島第一原発事故の後、この報道姿勢の違いがより顕著になってきている。ただ、原発を今後も維持活用していこうという立場であっても、福島第一原発事故の後は、安全が確保されていない原発を動かすことは許されない、ということは間違いないと見えるのではないか。その意味で、福島第一原発事故が起きてしまった現在、原子力規制委員会で策定中の安全基準を従来のものよりも厳しいものにしなくてはならないのは当然だと思っている。しかし、そのことと、いざ訴訟が起きたときの裁判所の役割というのは分けて考える必要がある。この安全基準に照らして設置許可が妥当かどうかという判断には、極めて高度な科学的技術的知見が必要であることを踏まえると、伊方原発最判が示した抑制的なスタンスは、現実的で妥当なものなのではないかと思う。原発政策は国のエネルギー政策の根幹に関わるものであり、高度な政治問題でもある。原発の設置許可についても、専門的知見を持たない裁判所が独自の基準等を用いて様々な司法判断を示せば、国のエネルギー政策に大きな混乱をもたらすおそれがある。したがって、最高裁が示したスタンスは、福島第一原発事故があった後であっても変わるべきではないと思う。

メディアによっては、なぜもっと裁判所が踏み込んで判断しないのか、と批判するところもあると思うが、それは、原発に対する基本的スタンスの違いも一つの要因だろう。国民の間にも、裁判所に対してどこまで求めるかについては、様々な意見があり、難しいテーマだと思う。

- 基本的には伊方原発最判の判断枠組みに従って今後も判断していくことになると思う。ただ、事故を受けて、科学的知見について現在見直しがされているところであり、それを踏まえて判断していくことになるだろうし、その審査について、裁判所は、これまでの判断枠組みは維持しつつ、今まで以上に丁寧な説明が求められるのではないか。
- 伊方原発最判の枠組みで判断することに賛成である。しかし、専門家の判断を尊重するということについて、かつて原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）の審査、判断があったわけだが、保安院が抑制的で、きちんと規制がされたのかについては疑問視されたところがある。その後、原子力規制委員会が設置され、同委員会において新たな安全基準を策定した上で、その当てはめも行っていくことになるが、同委員会の判断に対しては、裁判所としてはどういう姿勢で臨めばいいのか。専門機関が行ったのだから、主管省

庁が専門的判断をしたのだからということで一定の合理性があるという前提で臨むべきなのかな、それとも、保安院の反省に立って、そこに対してはもう少し慎重になるべきなのかな。

- 原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法1条において、「確立された国際的な基準」を踏まえて安全の確保を図る等の事務を行う組織として位置づけられている。同委員会はいわゆる3条委員会で、行政機関の中でも特に中立性や公正さが求められる機関であり、従前の保安院とは質的に異なっている。現に、原子力規制委員会は相当シビアな目で原発を見ていると感じる。このような同委員会の性格を考えると、同委員会が策定する基準は、確立された国際的基準を踏まえたものになると思われる所以、それが司法審査の場において当然に絶対的な基準になるものではないと考えるが、その専門的判断を尊重し、それに不合理な点がないか否かという視点で審査する姿勢が必要ではないか。
- 私は、上記意見とは異なり、原子力規制委員会の策定する基準やその当てはめを尊重すべきだとは思わない。裁判所がどのような観点で審査するかということが大事なのであり、例えば、基準の審査に当たって必要な情報はきちんと提供がされていたのか、委員会が公正な人選によって構成されていたのか、あるいは、委員会で出された異なる意見のうちいずれかを採った場合に、それが少数意見や反対意見に照らして合理的な判断といえるのかどうか、といった観点からも、丁寧な説明あるいは慎重な審査がされるべきではないかと思っている。
- 伊方原発最判が行政庁の判断をある程度尊重すべきとしたのは、専門的中立的機関が行った判断が基礎になったものであるからということだったと思う。つまり、専門技術的裁量を認めるためには手続、組織がきちんとしていることが求められる。今回原子力規制委員会が設けられて、ある意味では初めて伊方原発最判の枠組みが本当に妥当するようになったということではないか。

また、「裁量」という言葉を私も使っているが、伊方原発最判自体は「裁量」という言葉は意図的に使っていない。政策的な裁量のように非常に幅があるような裁量を想定しているのではなくて、あくまでまず行政庁の説明を基礎にして審理しましょうということがあの判決の一番のポイントだったのではないか。その意味では、行政庁に丁寧な説明を求め、裁判所もそれに対して丁寧に判決をするということによって、伊方原発最判がまさに生かされるということではないかと思う。

◎ 民事上の差止訴訟における判断枠組み等

(2) 民事上の差止請求における違法性の判断の在り方についてどのように考えるか。行政訴訟との間で違いはあるか。【提出問題 1】

● 大半の原発が稼働を停止しているという現状では、民事差止訴訟においては再稼働をめぐる議論が主要なものになると理解している。そこでは、福島第一原発事故で現実化した原発の危険性について、これに関わる問題が解決しているかどうかということが焦点になる。先ほど、福島の経験は必ずしも全ての原発に当てはまるものではないという意見があったが、むしろ、福島で提起された問題がきちんと解決されているかどうか、福島とは違う例外と言えるのかどうか、という観点で考えるべきではないか。今後、新しい安全基準が策定され、それに基づいて原発のふるい分けがされると思われる。その際には新しい安全基準の合理性と当てはめの合理性が争点になるが、新しい安全基準ができていない段階での原発の再稼働はそれ自体が問題ではないか。なお、具体的な訴訟類型としては、伝統的な人格権に基づく民事差止訴訟のほか、原子炉等規制法に新たに盛り込まれたバックフィット制度に基づいて原子力規制委員会に対して使用停止を命じることの義務付けを求める行政訴訟等も想定される。

立証責任については、行政訴訟と枠組みを変える必要性は必ずしもないと思う。伊方原発最判の判断の根拠となっている証拠の偏在という状況は変わらないし、福島第一原発事故により原発の安全神話が崩れ、原発事故は取り返しのつかない事態を発生させる一方、原発を止めても取り返しのつかないことにはならないといった経験則が得られたことに照らせば、伊方原発最判を民事差止訴訟の枠組みでも適用すべきだと思う。

● 人格権に基づく民事差止訴訟の場合、原告らが許容限度を超える放射線に被曝する具体的危険性を基礎付ける具体的な事実があるかどうかが審理の対象となる。その審理の対象を支える事実としては、基本設計に係るものであろうと詳細設計に係るものであろうと、口頭弁論終結時までに存在するあらゆる事実を主張できるという建て付けになると思う。他方で、原子炉設置許可取消し等の行政訴訟については、口頭弁論終結時の科学技術水準に基づいて判断するところは民事差止訴訟と同じだが、審査対象事項が、基本設計の安全性であり、旧原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号であれば災害の防止上支障がないかどうかについて、伊方原発最判の枠組みで判断することになってくる。そこで、処分当時に用いられた具体的審査基準や同基準への適合性判断の合理性を現在の科学技術水準に照らして審査

することになるが、主張し、考慮できる事実は基本設計に関する事項に限られており、そのような審理構造の違いはあると思われる。ただ、現在の科学技術水準の内容は、原子力規制委員会が策定する安全審査基準の内容によって影響を受けるものもあるという点では、どちらの訴訟も同じであろう。

また、主張立証責任は、おそらく伊方原発最判と同様に考えることになるのではないか。

- 民訴法の研究者は、伊方原発訴訟が行政訴訟であったからあのような基準になったとは考えておらず、この種の訴訟では民事訴訟であっても妥当する考え方だろうと受け止めている。民訴法学界でも、伊方原発最判が示した、主張立証責任と実際の主張立証を尽くす一種の行為義務（結果に跳ね返ってくるという意味での責任）の枠組みは妥当なものであると受け止められている。したがって、民事差止訴訟についても、下級審で実際に行われているように、行政訴訟と同様の手法によって判断がされるという点はよいと思っている。判断すべき事項は、人格権侵害のおそれがあるかどうかということなので、原子炉設置許可の基準になっているもの以外の、詳細設計にわたるような事項などについても、人格権侵害につながる事故の原因となり得るのであれば、当然民事差止訴訟の対象として判断がされることになると考えられる。また、今回の事故を受けて、訴訟においてかなり充実した科学的知見が出てくると思われ、耐震の関係でも、活断層をどこまで捉えるかといった点などについて議論の進展があると思うので、最新の科学的知見を踏まえて、専門家の意見について本当に合理性があるのかどうかを丁寧に見ていくことになると考えている。
- 伊方原発最判は、証明責任について行政裁量論をあまり前面に出して論じていないので、その意味では民事差止訴訟にも応用が利くものであろうと思う。つまり、本来は原告が証明責任を負うが、証拠の偏在等があるので、被告がまず安全性に関する主張立証を行う必要があるということである。そして、安全性の証拠という場合に一番重要なのは、それは安全基準やその当てはめの判断の部分だと思われる。その意味でも重なってくるのは自然なことなのではないか。細かいことを言うと、被告側がまず主張立証しなくてはならないのは基準への当てはめの合理性の部分であり、基準の不合理性については原告側が立証責任を負うという考え方もあるので、そのところは意見が分かれる可能性がある。私は、証拠の偏在等は、基準の合理性であろうと基準への当てはめの合理性であろうと変わらないので、あまり区別する必要はないのではないかと思う。それでは行政訴訟と民事訴訟とで何が違うのかというと、一つは、行政訴訟（原子炉設置許可取消訴訟）の場合は対象が基本設計に限られるが、民事訴訟の場合はそのような限定はないということである。

ある。もう一つは、民事訴訟の場合には人格権侵害のおそれがあるということまで証明がされなければならないが、行政訴訟の場合は、原告適格が認められて、基準の合理性、基準への当てはめの合理性がないということを言えばよく、具体的に個々の人格権侵害のおそれがあるというところまで言う必要はない。

- 裁判所が違法性を判断するに当たってポイントとなるのは、リスクをどこまで許容するかということだと思っている。ゼロリスクを求めて、起きる可能性が限りなくゼロに近いシナリオを描いて絶対的安全を求めるという姿勢であれば、原発等の科学技術は社会の中で成り立たなくなるのではないか。大切なのは、原発がもたらす利益を考慮して社会が許容できる範囲の中で安全性が確立できているかどうかという考え方である。その安全性のレベルというのは、福島第一原発事故が起きてしまった現在においては、事故前よりも相対的に高くなっているという状況ではないか。
- 政策的裁量と専門技術的裁量の区別についてはどう考えるべきなのか。つまり、ある地震なり津波なりの条件を設定した上で、それに耐えられるかどうか、そういう設計になっているかどうかは専門的な判断の問題だろうと思うが、どこまでの事態を想定するか、あるいは、人間の力ではゼロにすることのできない事故のリスクにつきどこまでの確率なら許容するのかというのは、専門技術的裁量の問題ではなく政策的決断の問題であって、裁判所の判断になじまないのではないかという気もする。
- 専門技術的な判断といつても、一義的な答えが出てくるというわけではなく、専門家の集まった組織で一定の手続を踏んで決定されたことなので尊重するということになるのではないか。例えば、何年前の活断層を考慮するのかという点について、確かに裁判所がダイレクトにここまで考慮すべきだとはなかなか言えないだろうと思うが、行政庁が行った判断に対してそれが合理的なのかということはチェックしてしかるべきであり、その限りでは裁判所の役割というのは残るのではないか。
- 福島第一原発事故のいくつかの教訓から、これまで想定されていなかった事態も想定されてしまるべきだということが出てくると思われる。どのくらいの地震や津波を想定するかについては、いろいろな意見があるが、行政庁が想定したものについて原告側でその想定は不合理だということが立証できているかどうかということで判断するしかないのではないか。ただ、少なくとも、今回の事故の経験で想定されたことがクリアできているかどうかはきちんと見るべきである。
- 議論としては、相対的な安全性のレベルをどのあたりに設定するのかという話に收れん

され、この点も専門技術的裁量の一範疇に属するのではないかと考えている。したがって、その判断も第一次的には原子力規制委員会が専門的知見に基づいて行うことであって、その判断を裁判所がチェックしていくのだと考える。

- 伊方原発最判の判断枠組みのうち、「現在の科学技術水準」という部分及び基準適合性判断の過程の看過し難い欠落の部分について、福島第一原発事故を踏まえて検討する必要のある場面が出てくるということではないか。
- 報道等からすると、原子力規制委員会が7月をめどに策定する安全審査基準に、東日本大震災や福島第一原発事故に関する研究を踏まえた基準が盛り込まれるようである。例えば、シビアアクシデント対策を新たに設けるとか、想定津波高を設けるとか、そういう形で基準に盛り込まれる部分があるのだろう。その意味で「現在の科学技術水準」は福島第一原発事故を踏まえたものになるといえる。ただ、伊方原発最判にいう「具体的審査基準」は、「具体的」というが、科学的知見が将来動くことを前提に、安全性に係る基本構想を審査する基準であるから、一定程度、概括的なものにならざるを得ない。また、現在の科学技術水準に照らして、当時の具体的審査基準が不合理か否かや、基準への適合性の判断に過誤欠落があるか否かの判断は、個別具体的なものになることに留意しなければならない。例えば、もんじゅ訴訟の平成17年最高裁判決では、蒸気発生器伝熱管破損事故につき、現在の知見では高温ラプチャ型破損を考慮しなければならないのに、当時はウェステージ型破損しか考慮していなかったとはいっても、他の機序によって災害が防げるのであれば、適合性の判断の過程に著しい過誤欠落はないという判断がされている。このように、個別の事象ごとに判断していくので、一般論でひとくくりにするのは相当ではないと感じている。
- 現在の科学技術水準についても基準適合性判断の過程の看過し難い欠落についても、ハードルが上がってしかるべきだと思っている。当面の焦点は、新しい安全基準がどう策定され、中身はどうなるのかということである。訴訟の話題からは離れるが、原告側の立場で今、最も焦点を当てて取り組むべきは、この新しい安全基準について、きちんと安全性が確保されるような基準にするための活動であると思っている。個別評価だという意見はそのとおりだと思うが、原告側の立場では、今回の経験がきちんと新しい基準に反映されているかどうかをシビアに見るのに対し、行政の側は現実的な基準であると主張していくのではないか。

また、万が一の事故という点に関して、伊方原発最判の判断枠組みは、万が一の事故も

起きないようにということで策定されたものだと思っているので、原告側としては、万が一の事故も起きないようにというところにウェイトを置いて主張することになると思われる。

◎ 審理運営の在り方

(3) 現在進行形で進められている調査、研究や安全基準の策定等を視野に入れて、審理運営をどのように考えるべきか。【提出問題 2、3】

- 繰り返しになるが、原告側にとっての当面の焦点は、新しい安全基準、指針に対してどう働きかけて意見を反映できるかということであり、その指針に基づいてされるであろう見直し作業において、審査の過程に多様な意見がきちんと反映されるかどうかということも含め、適切な経過をたどるかどうかに注目していくことではないか。その折々に力点を置かなければならないことがあります、何でもかんでも裁判所に判断を求めるというやり方は採るべきではない。原発訴訟に関しては、今は司法が動く、あるいは、原告側が司法を動かすという時期とは思わない。そういう意味で、新しい安全基準がきちんと策定されてその判断が出るまで、原発訴訟はしばらくお休みしましょうというのも一つの見識であると思う。原子力規制委員会の判断においてふるい分けられた結果として残ったものについては裁判所に持ち込まれることになると思うが、今はそのふるい分け過程であり、適切なふるい分けがされるかどうかということに力を注ぐべきである。
- 原子力規制委員会が策定中の安全審査基準は、福島第一原発事故の知見も取り入れ、おそらく確立された国際的な基準を踏まえたものになるのではないか。そうすると、現在の科学技術水準を把握する上でも、同委員会が策定する審査基準は影響を与えると思うので、審査基準ができる7月を待つ必要があろう。

また、遅くとも7月19日までに施行される改正原子炉等規制法では、めぼしいものとして二つの制度が導入されるようである。あくまで条文のレベルでの話だが、一つは、いわゆるシビアアクシデント対策が設置許可基準の中に入ってくることである(同法43条の3の5第2項10号、43条の3の6第1項3号)。旧法に基づいてされた原子炉設置許可是、改正原子炉等規制法に基づいてされた処分とみなすという規定が置かれているが(原子力規制委員会設置法附則22条1項)、改めて事業者にシビアアクシデント対策について届出をさせて、原子力規制委員会の審査を経て、基準(改正原子炉規制法43条の3の6第1項2号から4号まで)に適合しないときは、届出に係る事項について変更を命ずることができるという制度が設けられている(原子力規制委員会設置法附則23条1項)。その届出を怠り、又は変更命令に違反したときは、設置許可の取消し等もできる(同条5項)仕組みが作られている。もう一つは、シビアアクシデント対策をクリアした場合も、

原子炉施設が改正原子炉規制法43条の3の6第1項4号の基準に適合しないと原子力規制委員会が認めたときは、これに適合させるため、いわゆるバックフィット命令という形で、原子炉の運転停止、改造又は移転等を命ずることができ（同法43条の3の23第1項），その命令に違反したときも原子炉設置許可の取消し等ができるようになっている（同法43条の3の20第2項4号）。

いわゆる3条委員会として独立性、中立性を保って権限行使する原子力規制委員会が、これらの制度について、どのような判断、運用をしていくのかを見守る必要があるのではないか。

行政訴訟の要件論で却下できるような訴訟や、民事訴訟として不適法な訴訟については、肅々と判断すればよいであろうが、原子炉設置許可取消（無効確認）訴訟については、相當慎重な姿勢で審理し、原子力規制委員会の規制の実情をフォローしていくながら、訴訟を進めていくべきである。

- 伊方原発最判のいう「現在の科学技術水準に照らし」で妥当な線は何かということをまさに今議論している最中なので、裁判所は、基準が策定され、再稼働に関する判断がされるまで基本的には待つべきである。伊方原発最判の枠組みによると、基準の合理性と当てはめの合理性を現在の科学技術水準に照らしてまず被告が証明しなくてはならないということだが、現在はそれができず、被告にとって極めてシビアな状況にある。他方で、伊方原発最判においては、現在の科学技術水準に照らして合理性がないときにどうするかまではっきりとは言っていない。新しい原子炉等規制法が設けたバックフィット命令等の制度の趣旨にかんがみると、現在の科学技術水準に照らして基準等に合理性が認められないという判断をしたからといって、裁判所が今いきなり設置許可の取消しという判決まで本当にできるのかという問題がある。仮に、現時点で裁判所が判断を下しても、当事者、裁判所のいずれにとっても納得のいく解決が得られない状況にあるので、裁判所はもう少し待つべきではないかと思う。

- 同様に、裁判所は判断を待つののが妥当であると考えている。再稼働の差止めだと、おそらく新しい基準が出てからそれに照らしてということになるのだろうし、そうするとそこまで急ぐ必要はないところもあるだろう。また、動いている原発の差止めの場合でも、本当に急がなければならぬ危険性があるというのでなければ、そこまで審理を急がなくてもいいのではないかと思う。7月に安全基準が出た後に当事者からそれに対する主張が出るだろうし、外部のいろいろな議論もあるだろうから、また時間がかかるかもしれないが、

あまり急がずに慎重にやるということになるのだろうと考えている。

- 同様に、今は司法が動くときではないと思っている。今ストップしている原発の再稼働の是非を判断するときに、まず原子力規制委員会が結論を出すわけだが、それが最終結論になるのか、あるいはその先にまた政治判断が絡むのか、というところが今の時点でははつきりしていない。さらに、原発付近に活断層があるかどうかという新たな要素が加わってきて、これも最終的な再稼働の是非の判断を左右してくるのだろうと思う。要するに、現在、原発を動かすかどうかというルールが確立されていない状況にあり、そうした中で、個々の裁判官、裁判所が独自の判断を示していいのかという素朴な疑問が当然出てくるわけである。この時点で、個々の判断を示して判決を出すというのは、結果的に国の今後の原発政策の中で混乱をもたらすということになるのではないか。
- 原告がどういう形で行政訴訟を起こすのかについてはいろいろあり得るが、一つの形態としては、現に動いている原発について、電気事業法40条に基づく運転の停止命令の義務付け訴訟があり得る。これは、新基準が策定されると判断の枠組みが変わり得ることから、新基準を待って判断すべきであると思われる。例えば、現行の基準だと基本設計に関する基準に入れるのをどうかも争われる事項が、新基準ではそれも基本設計の範囲に取り込まれて、新基準の中で基本設計に関する基準の違反の問題として主張されることも生じ得る。そういう観点からも、新基準を待ってからの判断になるべきであると思っている。
- 今動いている原発の運転差止めを求める仮処分事件が係属したときのことを想定すると、新基準を踏まえた審理をするかどうかということが一つ重要な判断になってくると思う。仮にこれを待つとすると、例えば7月に新基準が出たとして、そこから審理しても例えば半年や1年はすぐに経ってしまうのではないか。そういうことが見込まれ、債権者（周辺住民）が直ちに止めて欲しいとして民事保全の申立てをしている中で、保全の迅速性との折り合いをどう付ければよいのかというのは、かなり悩ましいところであると思われる。
- 保全となると迅速性が求められるが、とはいえ、今、判断の対象となる基準が策定されているわけであって、その中でどのように判断するのか。原子炉は13か月ごとに定期検査に入るので、今動いている原発もおそらくしばらくすると定期検査に入っていくという状況もある。
- 判断を待つていいというのはあくまでも原発が止まっているということが前提であり、自分が原告や債権者の立場であれば、現在稼働しているものについては、これらが福島第

一原発事故を踏まえた現在の知見に照らし安全性の面できちんとクリアできているのかどうかということにつき、再稼働させた側の合理的説明がされているのかという観点で、裁判所に判断をするよう求めると思う。

- 民事保全の場合は保全の必要性のみならず被保全権利の問題があり、保全の必要性が強いから被保全権利は疎明が弱くてよいという話にはならない。保全の必要性との関係では、債権者側が主張する差し迫った危険は確かに極めて重大なものであると思うが、それだけでなく、原発を動かさなければならない側の事情も考えなければならず、結局は被保全権利の問題をきちんとやらなければならないと思う。債権者側からあくまで現在の知見でやつてくれといわれても、裁判所としては、判断を示すことはなかなか大変ではないかと思う。ただ、私は実際の双方当事者の主張や疎明資料の内容を承知しているわけではないし、現時点で判断を示すべきなのか示すべきでないのかについて確たる意見を申し上げることができない。仮処分命令の申立てを受けている裁判所が、本案訴訟での審理とは異なる手続運営を当事者から求められることは、今のご発言をいただいて理解できたので、民事保全では、裁判官の方々が、訴訟にもまして大変な判断を迫られていると想像している。

第1問 原発訴訟等関係

2 高度な科学的、専門技術的知見が必要とされる事件において中立的な立場の専門家の確保が困難な場合に、的確に争点整理を行うための審理運営の工夫について【提出問題4～7】

(1) 審理運営上の工夫【提出問題4, 5】

(2) 当事者の主張立証の在り方【提出問題6, 7】

● 科学的知見が対立するという場面は、原子力規制委員会でも当然想定されるが、そのような場合多数決で決するようであり、科学的知見をめぐって専門家間でも大きく意見が対立する場合には、おそらく、今まで多くの裁判官が悩んできたと思う。原爆症認定に関する訴訟の高裁判決で、被爆者の疾病が被爆に起因するかどうかの判断において示されたことが、原発関連訴訟でも参考になるかもしれない。すなわち、この高裁判決では、放射線起因性の判断において、前提となる科学的知見については、最も権威のある公的機関である放射線影響研究所の疫学調査を中心に検討するけれども、対立する科学的知見がある場合には、厳密な学問的意味における真偽の見極めではなく、一定の水準にある学問成果として是認されたものについてはあるがままの学的状態で判断の前提とするということ、また、放射線起因性は法律判断であって、確立した不動の科学的知見に反することはできないが、対立する科学的知見があれば、それを前提として経験則に照らして全証拠を総合して判断すること、さらに、被爆者援護法の趣旨に則るということが示された。原発関連訴訟でも、対立する科学的専門的知見のどちらかに軍配を上げる必要はなく、そのような対立があるということを踏まえて判断すればよい。その際、公的機関の判断や多数意見は踏まえるにしても、法的判断としてはそれとは別にあってよいということなので、経験則に照らして判断することになるであろう。そして、災害が万が一にも起こらないようにするという法の趣旨に留意するということではないかと思う。対立する科学的知見がある中で判断するということの負担は重いと思うが、このようなスタンスで判断してもらえば、結論がいずれであっても、納得性は高くなると思う。

審理の在り方について、証人尋問方式ではなく、ラウンドテーブルで議論を尽くすというやり方は好ましいと思う。法廷から離れて非公式な場で行うと、当事者の目が届かないところで審理が進むことになり、当事者からはかなり強い抵抗もあるので、当事者の納得には配慮せざるを得ないが、ラウンドテーブル方式で、裁判所からも法廷では少し言いに

くい質問等もどんどん出してもらって、議論を深めるというやり方もあるのではないか。原発関連訴訟ではそもそも鑑定的な手法は採り得ないと思うので、相対立する科学的知見、双方の主張をラウンドテーブル方式でフリーに裁判所に聞いてもらって、理解を深めると同時に、判断も適正にやってもらうのがよいのではないかと思っている。

- こと原発に関していえば、公正中立な専門家を得ることは難しいというのはそのとおりだと思う。ただ、注意しなければならないのは、裁判所が依拠すべき専門的知見は、確立された国際的な基準でなければならないということである。例えばA説とB説が対立した場合にどちらを探るかという話であれば、どちらの見解の方が権威のある国際機関の出した見解に近いのか、査読制度を持っている学術論文に掲載された見解に近いのかという観点で知見を評価せざるを得ないのではないか。

また、被爆者援護法における放射線起因性（因果関係）の場合は、法の趣旨を前面に押し出しながら総合認定することが可能かもしれない。しかし、原子力行政に関する事項は、原子力規制委員会がまず専門的知見に基づいて一定のスタンスで判断しているから、それに不合理な点がないか否かという姿勢で判断せざるを得ないのではないかと思う。

審理の在り方としては、一つの方法としてラウンドテーブル方式で当事者から説明を受けることはあり得ると思う。ただ、その場合は、裁判所がきちんと場をリードすべきである。過去には、相互に相手方の専門家の意見を批判するだけで終わってしまう説明会があったと聞くが、そのようなものにならないように、何を目的に説明会を開くのか、そのスタンスを明確にした上で、裁判所がリードする必要がある。また、どういうルールで当事者が発言して、どういうことを確認するのかといった基本的な手続の持ち方を明確にすべきである。意見が対立するのであれば、どこまでが共通で、見解が分かれる原因はどこにあるのか、そういうことを確認する過程として使うことを明確にしなければならない。さらに、質問事項については、書面に具体的に記載して事前に出すようにしておくべきである。記載していないことを裁判所が補充的に聞くのは別として、当事者にその場の思いつきの質問を自由に許すと、専門家でも答えられない場合がある。そのために専門家の地位が低められるということがあつてはならない。

なお、当事者は、準備書面で必要な知見の説明をしているつもりであっても、裁判所から見て必要と考える説明が欠けていたり、よく分からないこともあると思われる所以、その場合は、遠慮なく当事者に指示していただきたい。

- 説明会方式も一定程度入れるということについては特に異論はない。しかし、前提とし

ては書面でのやり取りがあるわけで、書面でのやり取りをしっかりとやった上で、裁判所としてポイントをきちんと絞った上でやらないと、時間もかかるだろうし、ある種の非難合戦みたいなことになる可能性もある。

証拠としてどう扱うかという話もなかなか難しいと思う。証人尋問として専門家を双方から同じくらいの人数ずつ、あるいは同じくらいの時間ずつ聞くということが一つの方法かと思うが、証人尋問となると、専門家をつるし上げるといった問題が出てくる可能性がある。鑑定についてもそのような問題があったところを平成15年の民訴法改正で変えたのであって、そうすると、鑑定の方式で書面を出してもらう、あるいは鑑定人質問を行う方が本当はよいというところはある。ただ、医療過誤と違って鑑定人のリストがあるわけではないと思うので、当事者双方から同数ずつ推薦してもらい、それを裁判所が鑑定人として指定するという手法は、当事者の同意を得れば、当然許されてよいだろうと思う。

- メディアにとって、どういった人選が行われるかというのは非常に大きなチェックポイントになる。それは裁判所に限らず、原子力規制委員会のメンバーの人選や、現在活断層の調査をしている同委員会の中の専門家会合のメンバーにも同じことが言える。例えば、専門家会合のメンバーが決まった時点で、どういう人がメンバーに入っているか、その人はどういう考えの持ち主かをチェックする。それと同じように、裁判所の人選は非常に大きなチェックポイントになる。仮に偏った人選が行われると感じた場合には、厳しく批判し、審理の中立性に疑問を投げかける記事を書くことになる。したがって、中立的な専門家を集めるのが困難であれば、いかにバランスの取れた人選をするかというところが、一番注意すべきポイントになると思っている。
- 医療過誤訴訟では、カンファレンス鑑定や複数鑑定という手法が採られていると聞いているが、そのような手法は、証人尋問よりはまだマイルドな、専門家に負担のない方法として考えられるか。
- カンファレンス鑑定も複数鑑定も、少なくとも原発訴訟において使える手法とは思えない。複数の鑑定人にカンファレンスで議論をしてもらうと、もちろん違いは出るが、一致するところも出てくる。当事者としては、そこで意見が一致したら終わりなので、カンファレンス鑑定は非常に採りにくい。

なお、鑑定人の負担を軽くするというのが民訴法改正の趣旨だったという指摘については、専門家の関与をしやすくして、裁判に専門的知見が入りやすくなるという意味ではそういうのだが、必ずしも負担の軽減が改正の趣旨だったわけではないと思う。鑑定人の負担

を軽くするということを考えすぎるべきではないのではないか。

- 専門的知見は、なるべく積極的にいろいろなところで収集し、どちらかに偏らないバランスが取れたものを得たいと考えている。電力事業者や国側は、専門家を確保しやすいと思うが、原告側はどのように対応していけるのか。
- 専門家を用意できなければ勝負にならないだろうというのは強く意識していると思う。特に、現実の事故が起きた後は、起きる前と比べて学会、学者の状況が大きく違っており、専門家の協力を得られる可能性が高くなったと思われる所以、今後は原告側もきちんと準備していくことになる。ただ、原告側はどうしても同じ人があちこちの裁判所に行くことになるであろう。
- 専門技術的知見を取り入れる方法として、ラウンドテーブル等で行われる説明会方式があるということだが、訴訟の比較的早い段階で説明会方式をやることによって、その事件を審理するに当たって必要な専門的知見を取り入れることができると思う。しかし、この種の訴訟はどうしても時間が長くかかるので、説明会を受けたときの裁判官が異動でいなくなってしまうということも考えられるので、例えば説明会の様子を録画して後で事実上資料として見ることができるようにするとか、何か実務上の工夫が可能なのか、実際工夫をしているところがあるのか、そのあたりを聞きたい。
- 原告側の立場では、2回目などあまり早い時期に説明会を実施するのは、当事者との関係で了解を得られるかという問題があって、抵抗があるのではないか。法廷の場から離れて自分たちの見えない場所で審理が進むということには、当事者からはそう簡単には了解が得られず、十分に説明しなければならない。したがって、当事者に、こういうところが争点になって、こういうところを説明するために場所を移ると説明するためにも、ある程度公開法廷で原告、傍聴席等に見える手続を行った上で実施してもらうのがよいのではないか。また、原則は、説明会を聞いてもらった裁判所に判断してもらうつもりでやっていると思うが、現実には異動ということも当然あるので、ビデオまでやるかはともかく、裁判所なりの説明会の内容のまとめをしたらどうか。例えば、専門委員の意見については調書化するなり記録に残すことがあると思うが、説明会についても同じようにして、そういうものを引き継げばよいのではないか。裁判所によっては、後任の裁判官は前任の裁判官のものを引き継がないという考え方もあるかもしれないが、当事者からすると、判断してもらうために説明を行ったのに、裁判官が替わってそんなの知らないよといわれるのは甚だつらい話である。

- 専門的な用語や原子炉の構造の説明といったレベルの話であれば、若干の準備期間を置いた上で説明することは可能であり、裁判官が替わったらまたやってもいいと思う。しかし、もっとシビアなレベル、例えば、見解に争いがあって、こちらの方が専門的知見としての確立度が高いのだという話などは、基本的には判断する裁判体に聞いてもらいたいという思いがある。説明会に何を求めるかによって、いつの段階で当事者が対応するのかも変わってくるのではないか。なお、録画しておくという方法も、当事者がよいといえばありだとは思う。
- システム開発の事件で、用語が非常に難しかったため、ラウンドテーブル方式での説明会を行ったことがある。期日としては進行協議期日で、用語の説明やシステムを持ち込んで実演をしてもらって、当事者に撮影してもらい、後で裁判官が替わったときには書証の形で出してもらうようにしたが、非常に分かりやすかった。時期については、あまり早い時期にやると裁判官も何を質問していいか、何を実演してもらっていいかが分からぬので、充実したきちんとした説明会をするためには、あまり初期の段階に行うべきではなく、ある程度主張が整理されて議論がかみ合ってきてから本当に聞きたい点に絞って行うということになるのではないか。また、原発の問題については、一人の中立的な立場の人から意見を述べてもらったり鑑定してもらったりするのは現時点では不可能だと思うし、カンファレンス鑑定もやはりなじまないと思う。したがって、双方から同じような数の証人を出してぶつけることになるよりほかないと思うが、そのときも争点が拡散したり議論が散漫になったりしないように、どの点が共通していてどの点に対立があるのかということを裁判所が絞り込み、聞きたいところを当事者に提示して認識を共通化した上でやるべきではないかと考えている。

第2問 大規模訴訟の審理運営にかかる問題

裁判所は、近時の大規模訴訟の審理運営に当たり、どのような点に留意すべきか。

【提出問題8~17】

(1) 全体の進行や争点整理の進め方

ア 争点多数・証拠膨大となることなどへの対応【提出問題8】

イ 弁護団がインターネット等で広く原告を募集するなどして、当事者本人と代理人の関係が希薄となっている場合の対応【提出問題9】

(大規模訴訟の原告弁護団と原告団の関係の実情等)

● 私の経験した4つの大きな訴訟の背景や成り立ちはそれぞれ全く違うが、共通して言えるのは、そういう訴訟に取り組んだときには、弁護団の精力のほぼ半分は原告団運営に使われるということである。例えばバックに労働組合があったり、患者団体があつたりすれば、その負担は多少なりとも軽減するが、逆に当該団体との意見調整が必要になる。

また、国や大企業など巨大な相手と対峙する場合には、被害者である原告本人だけでは金銭的にも精神的にも取り組めないことは明確であるので、原告本人の周りには、支援者が必要であり、支援者は、原告本人が裁判を受ける権利を実質的に保障している存在だと思っている。私たちは、支援者が大勢いるということで裁判所の判断に影響を及ぼそうという発想は持っておらず、そうあるべきでもないと思っているが、上記のとおり支援者は重要な存在なので、原告弁護団は、原告以外の支援者たちにも裁判の中身がきちんと分かるように配慮せざるを得ないし、審理の進め方についても支援者の意見を考慮する必要がある。原告と弁護団と支援者（「原・弁・支」）の3つの要素は、集団的な訴訟、集団的な被害に取り組む上ではどうしても必要なものだと理解してもらいたい。

近時、インターネットで原告を集めて訴訟をするという話を聞くが、私自身はそのような訴訟をしたことはない。本来、ある目的、取り組みがあって、そして解決ができないから訴訟にするのであり、そうやって取り組む過程で原告団がある程度組織化される。原告団には必ず意思決定ができるシステムが必要で、最低限、原告団総会があり、役員がいて、役員会が定例的に開かれるという形にならないと、最終的に訴訟の体を成さないと思うので、提訴それ自体を目的として組織化することはいかがかと思う。

○ 原告を呼びかける形で原告団が形成され、1万人以上となった訴訟を担当したことがある。大規模訴訟の審理をする際は、法廷はなるべく事前に決められたとおりのことをする

場として、その後に進行協議期日を必ず設け、そこで次回期日までに何をやるかをきちんと決めるという形で進行していくことが重要であると思う。

- 原告団に誰がいるのかを弁護士自身が把握し切れていないというケースだと、審理そのものというより、法廷で騒ぐなどのイレギュラーな行動をとる人物がいないか、問題が起きたときにどう対応するかというところに神経を使う必要が出てくると思う。

(大規模訴訟の審理運営)

- 記録が多くなると大変であろうが、証拠調べ前に、裁判所が争点整理案を作成して双方に提示し、双方が意見を述べるという形で争点整理を行った上で、証拠調べに入って欲しい。

複数の裁判所に同種の事件が係属した場合に裁判所間で審理の進め方について協議することについては、やっているということを明らかにしてもらえるのであれば、あってもいいと思っている。もちろん、そのことによって結論が左右されることがないということが大前提である。

- 争点と証拠の整理は大事であると考えている。争点整理を裁判所が主導で行うのは大変な労力だと思うが、証拠調べに入る前などに争点整理をやってもらえると、共通の認識に立った上で、証拠調べを行い、最終準備書面を書いて判決を迎えることができる。

- 大規模訴訟は非常にニュースバリューが高い。被害者の救済を急ぐ必要がある訴訟に限って長い時間がかかっていると思う。判決は、大規模訴訟の最終的な解決手段にはならないケースが多いかもしれないが、司法判断が示されればそれに呼応して政治が救済の措置を講ずるという動きが出ることが非常に多いので、最終決着への大きな節目になる。したがって、いろいろ難しい問題があると思うが、とにかく審理をスピードアップさせて、できる限り早く結論を出して欲しい。それが紛争自体の解決を早める大きな要因となると思っている。

- 大規模訴訟の審理においては、争点整理案の作成が重要である。これにより、証拠調べの計画が立ち、争点を確定した上で時期や原告の属性などによってグループ分けして、代表者の尋問等を行えるようになり、人証の要否を十分に吟味できるようになる。また、文書提出命令が抗告されると一件記録が高裁に行き、審理が止まってしまうので、詮索的な文書提出命令を防ぐためにも争点整理が重要である。

- 審理計画を立て、その中で争点整理をし、それに合わせて書証を整理していくことが重要である。書証の整理の仕方については、論点ごとに符号を付け替える、あるいは総論と

各論で符号を別にするなどの工夫がこれまでに行われてきたところである。特に、総論と各論を分けて考えることは大きな整理の仕方として効用があると思われる。

(大規模訴訟における和解)

- 大規模訴訟の審理においては、少なくとも一度は裁判所として和解の検討をして欲しい。被害救済という点からすると、判決など裁判所で解決できることは極めて限られており、私が取り組んだ大規模訴訟の中には、訴訟の終了後も弁護団を解散せずに10年以上も事後救済に取り組み、政府と交渉するなどして、国の救済態勢が整備されたものもある。裁判所で法的責任を明らかにすることによって、国、大企業を解決のテーブルに着かせて、全体的な解決を図るというのが私たちのセオリーで、裁判所には、実際に和解勧試するか否かは別として、一度は、全体の解決を見渡した立場から和解勧試を検討してもらいたい。
- あくまで一般論であるが、大規模訴訟では、原告と行政庁の考えが大きく異なることが多く、そのような場合、簡単な和解勧告により、国の責任の有無及び範囲についての裁判所の見解を行政庁が納得することは少ないと思う。行政庁は、他の同種事件への波及効を考えて訴訟活動をしているので、ある事件について下級審から和解勧告を受けても受けられない訴訟が多く、難しい事件は、最高裁まで行ってしまう。国に和解をする意向があるかないかを十分確認しないまま和解勧告を行うことは、かえって混乱を招き、裁判所に対する行政庁の信頼を失わせる側面もあるように思う。
- 和解について、国としては波及効があるから容易ではないという話があったが、原告の立場で言うと、訴訟が長引くことで原告が亡くなっていくなど被害が拡大していくことがあり、その影響を考えざるを得ない。行政の他への波及効と人が死んでいくということを対比したとき、どちらに重きを置くべきかについては自ら定まると思っている。もちろん、気の毒だから救済してくれというつもりはないが、どこかの時点で和解を検討して欲しいと思うのは、そういう現実を見ているからである。

ウ 当事者の事情により効率的な進行が困難な場合の対応

- ・ 当事者の方針が定まらない場合 【提出問題 10】
- ・ 各当事者の方針が異なる場合 【提出問題 11, 12】
- 追加提訴に伴う審理の併合や訴えの追加的変更等への対応については、審理の進行状況を踏まえて併合等が審理に寄与するか、訴訟を遅延させるのかという観点から肅々と判断

すればよいと思う。国の訴訟方針がなかなか決まらない場合として、その例を挙げれば、①組織や法令の変更があって新たな体制で訴訟方針を決めるまでに一定の時間がかかる場合や、②全国的に同一の訴訟があり、方針を決めるのに一定のレベルで意思統一する必要があつて時間がかかる場合などがある。訴訟方針が決まらない場合には、見通しや事情についてなるべく裁判所に情報提供するように努めていきたい。

- 弁論の併合については、手続裁量なので裁判所の賢慮という話になると思う。請求相互の関係の結びつきの度合い、係属中の事件の審理をどこまで生かせるのか、手続に遅れが生じることの弊害、一回的な解決の重要性等を考慮して、具体的な事案次第で、併合についての判断をするのであろう。訴えの追加的変更についても、請求の基礎の同一性の判断において同様の検討がされるものと思う。なお、民訴法上、訴えの追加的変更については、著しく訴訟を遅滞させるときはできないので、場合によってはそこで要件を満たさないということになる。

また、被告が区々な対応をしている場合は、どのくらい被告が個々に争うかということから対応を決めるしかないので、一部判決や弁論の分離や和解を行ってできるだけ人を減らしていく、減った被告について、手分けして尋問するなどして進めていくしかないと思う。

- 従前の訴訟の証拠調べ直前に新しい差止訴訟が提起された場合、小さい裁判所だと合議体が一つしかなく、先行事件について肅々と進行させ、原告に不利な判断をすると裁判所と原告団との信頼関係が崩れてしまう。そうすると、特に原告弁護団が原告団との関係が十分でない場合には、原告弁護団が原告団を説得しきれなくなり、進行に困ることがある。原告弁護団に、ある程度の配慮をしつつ、地道に協力を求めて審理の遅れを最小限にするしかないのではないかと思う。

- 裁判所が、すぐに棄却や却下できる見通しをもっている場合であっても、いきなり判断すると次の事件の審理が大変になることがあると思う。やはり人と人との関係が重要なので、原告弁護団との関係を損なつて後行事件が進まなくなるおそれがあれば、あまり無理をしないというのも一つの考え方と思う。
- 原告代理人の立場からすると、審理をきちんと進めるというのは当事者の責務なので、そのことは十分理解しているつもりである。しかし、裁判所に協力するというスタンスで原告団と話をすると「あなたは誰の代理人だ」等と言われ、ほとんど理解してもらえないであろう。原告団を説得するためには、原告団、原告にとってどのような利益、メリット

があり、社会的にどのような評価がされるかという点から話さないと説得できないと思う。

- 各地域におけるその問題の重要性、世論の盛り上がり方について全く考慮しないわけではなく、その辺はある程度酌みながら審理に協力していきたい。ただ、行政庁にも様々な要望はあると思う。
- 数十人の被告がそれぞれ別の代理人を選任してそれが準備書面を出してくる場合、中心となるような当事者を選定してもらって全体をまとめるような総論的な主張をしてもらって他の当事者に補充的な主張をしてもらうという解決策はあるが、これがうまくいかない場合にどのような解決策があるか。
- 被告側で代理人が違うということは、それぞれ利害対立があるということで仕方がないと思われる。ある程度言い分を聞いて可能な範囲で、共通化、類型化をして対処するしかないと思う。

エ 多数の当事者が出廷を求める場合の対応 【提出問題13】

- 多数原告の出廷の問題については、司法研究報告にも書かれているとおり、法廷の適切な維持運営という観点からは、裁判所法69条2項の裁判所外の開廷等で対応するわけにはいかず、場合によっては分離して行うこと等も覚悟して対応せざるを得ない。もちろん、そのようなことにならないように原告代理人と交渉をして出廷する原告を絞ってもらうよううまく収めることが重要であるが、どうしても出廷したいという当事者がいて調整できな場合は、分離することにせざるを得ないのではないかと思う。
- ある訴訟で当事者が法廷に入りきらず、裁判所外で開廷するというのも難しいことから、法廷に入りきらない原告らを弁護士会のある一室に入れて、そこで法廷のやりとりをビデオで中継することができないかという提案をしたことがあった。そのときに、裁判所と若干議論したが、結論的には難しいということになり、私達もそれ以上の無理はしなかった。やるべきだとまでは言わないが、そのような工夫も検討していただきたい。
- 今の提案は、裁判所外で開かれた場所をどういう位置付けにするのかという難しい問題があるのではないかと思う。裁判所としては、そこで何か起きたときに法廷警察権が及ぶのかどうか、そこはきちんとコントロールできないといけない。また、流れた情報を完全にコントロールできるのかという問題もあり、ビデオで映したもののが外に漏れてしまったりする可能性もある。これらの問題をクリアすることは、なかなかハードルが高いと思わ

れる。

- 当時の裁判所からは、今、言われたのと全く同じことを言われた。原告団がきちんと組織化されている場合には、このような問題が起きることはないが、そうではない場合には、原告間で傍聴券の奪い合いになつたりして、弁護団としてカメラ中継の必要性を感じることもある。もっとも、訴訟が進行するにつれて、収束することもあるので、無理をすることはないのかもしれない。

(2) 証拠調べ

多数当事者訴訟における本人尋問の在り方 【提出問題 14, 15】

- 損害立証のための本人尋問については、客観的証拠及び陳述書の提出を受けた上で、侵害の原因や態様等に応じて適切に類型化を行って、その損害類型ごとに代表者の尋問を行うという方法が現に行われている。包括一律請求の場合でも健康被害の態様などを類型化して代表者の尋問を行うこと自体に抵抗はないと思う。ただ、適切な代表者かどうかについて原告と被告とで見解が異なる場合があり、被告の方から原告本人尋問を申請することもあり得るので、代表者を選定する場合に意見を言わせてもらいたい。また、代表者の尋問を行っても、過失相殺や損益相殺に関する事情など損害を減殺する方向に動く個別の事情については、個々に十分な立証の機会をもらいたい。
- 多数被害者が原告のときに原告本人尋問をどれくらいするかという話については、共通問題と個別問題があり、個別問題も類型化できる部分とそうでない部分があると思う。また、どの範囲で、陳述書で済ませられるかという問題があり、政策形成的なものだと陳述書などで済ませることができるが、具体的な個々の被害があるときには難しい問題がある。反対尋問権の保障が一番大事で、そこは被告側が尋問を希望した場合にどこまで多数の尋問をするのかという問題がある。客観的証拠があれば問題ないが、はつきりしないような究極的な事案になると丁寧に何とかやっていくしかないと思う。
- 原告が多数いる場合には、代表的な人を尋問するという方法と嘱託尋問という方法があるが、経験上、どのようなメリットがあったか伺いたい。
- 私が経験したある訴訟では、第1次原告が約50人いたが、全員尋問をするということで裁判所にお願いした。合議体全員で聞くには無理だったので、裁判長と左陪席が分担して1日（終日開廷）3人という尋問を毎週実施した。この尋問は、当時の合議体がこのケースは和解で解決しなければならないと決意させるに至った大きな要因になったと思う。

尋問する原告を選ぶときには、例えば、高齢になると尋問に耐え難いという人が沢山出てくるし、アピールできる人とできない人がいるので、その辺は考えながら選んでいくことになる。

ところで、原告本人から本当の被害を聞き出すというのは容易なことではない。基本的に被害に遭われた方々は人間不信なので、代理人も裁判所も信用しない。深く傷つけられ

ていればいるほどそうなっており、自分の被害だと思っていることを容易に言わない。原告本人尋問は立証活動ではあるが、自分の被害を自分で語り、自分で人の前でしゃべり、お腹の中の一番深いところにあるものを吐き出すという、原告が被害から回復していく最初のプロセスとして位置付けている。そういうことができるかというのは、原告代理人としてのかなり力量を問われるところである。

- 被尋問者が大勢いる場合の陳述書の作成について、裁判所の方からこういう指摘があつて良かったというケースはあるか。
- ある訴訟で、この辺を聞かせてくださいという点をいくつかもらったのは非常に良かった。陳述書は今でこそ尋問をするときには当たり前だが、当初は陳述書には非常に抵抗があり、裁判所が文章にしたものを見せておくというのは果たして当事者の話を生々しく聞いてもらう上でいいのかという議論があった。今では、私たちも、尋問の準備のために必要だと思うので陳述書に特に抵抗はない。ただ、尋問時間を節約制限するためのツールとして陳述書を使われるのは少し抵抗がある。もちろん陳述書によって尋問時間が節約できるかもしれないが、人は一連の流れの中で話すので、書いてあるからポイントだけ話せというのはかなり無理がある。もちろん、工夫はするが、その点は理解してほしい。

(3) 計画審理の活用

- ・ 計画審理実施のための工夫 【提出問題 16】
- ・ 後行訴訟における計画審理の活用 【提出問題 17】

- 計画的な審理については、主張が揃わないと争点整理ができない場合もあるので、主張が一定のレベルに達するまでが第一段階、裁判所がリードして争点及び証拠の整理をするのが第二段階、人証調べが第三段階、最終弁論・判決が第四段階というように、ステージを分けて大まかな予定を立て、進捗状況を見ながら柔軟に予定を変更しつつ、進行を管理していく方法が現実的だと思う。なお、後行訴訟であれば、当事者も、先行訴訟を通じてある程度争点の概要が分かっているし、先行訴訟で培ったノウハウで大体の事実経緯等も把握しているので、一般的に、先行訴訟に比べれば比較的早い段階で審理の計画を立てられると思う。
- 計画審理については状況をよく知らないが、高裁では、地裁でやったものが前提となるので比較的やりやすいのではないかと思う。地裁でどの程度しっかりとやっているかが問題となると思うので、地裁での審理の充実が大事であろう。
- 高裁で審理していると、以前に比べて計画審理、計画的審理をしているものが多くなり、昔に比べると弁論準備なりで裁判長と左陪席と両方で進行しながら最終的に争点整理案を出しているものも相当数見かけるので、そういう実態を踏まえて二つほど提案したい。一つは、審理計画を立てる際に、審理の年限を切ることである。事案によっては、一方当事者のみが必死になっていることがあり、そのような場合に年限を切ると相手方当事者も時間内にやろうとする割合が高いと思われる。もう一つは、訴訟を2段階に分けて、一定の目安を付けるために計画的審理の期間と、それ以後の期間と分けられるのではないかということである。司法研究報告に、中期計画の提案があり、いい提案だと思う。最初から最後まで見通すというのはなかなか難しいが、大体が分かってくる時期があるので、それを念頭に置きながら、大体目安を付けるための期間を定め、この期間内に大体の目安を立てる。何回か準備書面を交換する期間を保障して大体の目安が付いてくると、その後の具体的な主張立証の計画を立てることができるので、そうやって2段階に分けて審理する方法を提案したい。
- 比較的大規模な訴訟の後行訴訟で、個別的な論点がそれほどないという事情もあったが、2回目くらいの段階で、この論点については原告がこのときまでに準備書面を提出して次

回に被告が反論するというように6回くらい弁論を重ねれば概ね主張は出尽くし、その後立証をどうするかという一覧表を作つて審理計画を立て、概ね計画通りに審理することができたという訴訟があった。ある程度事件が見通せる訴訟に関してはそのような方法も有効であろう。ただ、一方で、大規模訴訟の先行訴訟で、裁判所の異動の関係もあって判決時期から逆算して尋問時期等を決めて審理計画を立てて双方の協力の下に進めた事案があったが、敗訴当事者から、控訴理由書の中で、審理の進め方に対する不満が非常に強く記載されたことがあった。計画審理は双方当事者の協力がないとうまく進まないが、結論的な見通しも含めて進めていくことは非常に難しいと思う。

- 計画審理や計画的審理が功を奏するためには、当事者の協力及び理解を得ることが重要である。
- 大規模な事件で、当事者双方に対して、当該合議体で最終的な判断をするというニュースを強く出して、逆算していつまでにこれをやりましょうと決めて、その通り進んだという事件があったが、それは当事者の協力の賜物だったと思う。
- 特殊な事件について計画審理、計画的審理が必要になると言われているが、そういう事件では逆になかなか計画を立てるのが難しいというジレンマがあるという話をよく聞く。普通の事件だと々々計画審理だと言わなくとも裁判官は計画的審理をやっていると思う。時間がかかる事件について、ある時点で一定の区切りを付けてやっていくことになると思うので、難しい事件でも、そういうメリハリをつけた計画を立てられる事件が増えればいいと思う。
- 最近、計画的審理でありながら争点整理を十分しないまま進められ、判決を見たら、不意打ちを受けたということがあった。当事者としては、そのような経験をすると、計画審理、計画的審理で争点整理を進めた場合には、裁判所に不意打ちを受けるのではないかという警戒感をもってしまう。どのような審理であっても、裁判所で、争点整理を行い、心証までは言わないにしても、裁判所はどこに关心があり、当事者がどの点を説得しなければならないのかを明示してもらいたい。説得が功を奏しないのは仕方がないが、説得の対象と思っていたところと全然違っているところで負けてしまうと、説得の機会がなかったということで、非常にストレスが残る。
- 裁判体の構成が替わることを踏まえて、判決時期から逆算して審理計画を立てた場合、結構厳しいスケジュールとなり、必死に準備をしているが、損害について個別の主張立証の機会を十分もらったのかという点に不満が残る事案もあったと聞く。しかし、一般論と

して交替後の裁判体に判断してほしいわけではなく、当該裁判体に判決を書いてもらいたいというのが通常であるので、スケジュールが厳しいときでも微調整ができないか等、当事者とコミュニケーションをよく取ることが大事だと思う。

第3問 意見陳述にかかる問題

意見陳述の訴訟法上の位置付けをどのように考えるべきか。また、このような申入れがあった場合、裁判所としては、どのような点に留意すべきか。【提出問題18, 19】

- (1) 意見陳述の訴訟法上の位置付け
- (2) 裁判所と当事者との間で、意見陳述の人数・回数・時間等について調整を行う場合の留意点
- (3) 意見陳述を実施する際の留意点
- (4) 意見陳述として記録化すべき範囲

- 原告代理人としては、意見陳述の位置付けとしては、次の三つがあると考えており、過度に意見陳述の制限をされることにはとても抵抗がある。

一つ目は、弁論の活性化という位置づけである。これは原告本人の意見陳述というよりは原告代理人が単に「準備書面を陳述します」と言うのみではなく、ときにはパワーポイントを使いながらきちんと説明し、口頭での弁論で裁判所を説得する機会にするというものである。

二つ目は、当事者の訴訟参加という位置づけである。裁判を受ける権利とまでは言わないが、訴訟に積極的に参加していく機会にするというものである。原告本人尋問は全員できることがあり、訴訟参加を具体的に意見陳述という形で保障していくということである。

三つ目は、自分自身が被害を法廷の場で語ること自体で被害から解放されてもう一度前向きに人生を歩んでいくための一つのツールとしての位置づけである。今まで、第1回弁論後は最終弁論期日というようにやっていたが、このような位置づけからすれば、証拠調べの時までは必要ないものの、その過程の弁論では、差し支えない範囲では非意見陳述の機会を作る方向で審理をお願いしたい。

なお、訴訟法上の位置づけは、主張として整理されるのではないかと思う。

- 特に本人の意見陳述について述べるが、それが許容される場合は、訴訟法上弁論としての性質を有している場合であろう。ただ、実際には、本来は本人尋問で行えばいい内容を、先取りして陳述したり、責任原因にかかる事実主張ではない国の姿勢、政策を批判したり、公正な判決を求めたりというように、本来の口頭弁論の範囲を超えているものがあるという印象を受ける。本人の意見陳述を頻回にやることは、政策形成訴訟の原告弁護団の訴訟

マニュアルで戦略の一つとされており、被害の深刻さを分かつてもらってから審理に入るということであるが、対立当事者の側からすると、まだ責任の有無及び範囲もはつきりしない段階で、実質的に本人尋間に等しい内容の意見陳述を一方的にされることには違和感がある。また、弁論の活性化という点についても、準備書面で予め詳細な主張を出していて、その一部を長々と話すような場合であれば、それが実質的に弁論の活性化に資するといえるのか疑問を感じる。

ただ、被告側も、かつてのように、厳しく時間を制限すべきであるといった意見は言つておらず、ここでは、①第1回と最終弁論で意見陳述のために応分な時間を取りるのは分かること、意見陳述の機会を毎期日のように設けることは避け、時間も適切な範囲内にすること、②事前に、やむを得ない場合でも事後直ちに、本人の陳述内容等が記載された書面を被告側に交付することをお願いしたい。

- 法律上は、弁論ということで、法律上の主張又は事実上の主張であって、準備書面の主張を本人として補充していると位置付けられると思う。これは結局、裁判の内容に自分の立場をどう反映させるかという問題だが、書面でもできるので、理論的には一定の制限をすることができると思う。また、裁判所の資源は限られ、他の事件もやりながら限られた時間の中で手続を行っているので、その点からも制限することに問題はないであろう。

ただ、原告側の代理人の協力がないと、審理を円滑に進行できないところがあるので、バランスを取りつつ、意見陳述をしたいという原告代理人と裁判所がコミュニケーションをうまく図って、一定の常識的な範囲に意見陳述を抑えてもらうという話ではないかと思う。

- 新聞記者の立場から言えば、本人の意見陳述は記事になりやすいので是非お願いしたい。ちょっとやり過ぎだという気がするものもあるが、訴訟への当事者参加の流れは加速させていくべきである。その意味からも、意見陳述は適度な時間内で柔軟に取り入れて是非やってもらいたい。

- 意見陳述の法律的な位置付けは弁論であろう。意見陳述の域を逸脱しているのではないかと思うこともないわけではないが、民訴法が口頭主義を採用している上、原告が訴訟に参加したいという気持ちを完全に否定することも妥当ではない。意見陳述を完全に禁止することはできず、結局、線引きをした合理的な範囲内でやっていくことになると思う。自分の経験を思い返してみれば、大体、第1回弁論と最終弁論とか、あるいは第1回、第2回と最終弁論とか、あるいは第1回と主張整理が終わった段階と最終弁論で、1回多くて

2, 3人、一人5分くらいでやることが多いのではないかと思う。本人の意見陳述は代理人が準備書面を口頭で説明したいという話とセットになるので、それと併せて検討していくことなる。

- 事案によって、意見陳述を相当回数やることもないではない。ただ、そのときも、時間は5分から10分程度、期日の3日前までに陳述の内容を書面で提出する、意見陳述をした本人に対する反対尋問の機会を確保するというルールを定めて進めている。
- 本人の意見陳述は、1回目だけ認めて、あとは法律上の根拠がない、その都度判断すると言って、消極的な対応をしている。口頭弁論の一部ということであるが、法的な主張は訴状や準備書面で出ており、それと別のものをやるのであれば弁論に当たらない。
- 弁論の活性化という点では、裁判官が交代した後の期日などにパワーポイントで説明をすることはよいと思う。他方、五月雨的な本人の意見陳述を毎回するとなると、相手方当事者に不満が生じると思う。第1回と最終弁論以外は裁判官が交代したときなどというように、きちんとルール化することが大事である。意見陳述を求められることが予測される場合は、事前に書記官を通じて要望があるか確認して、進行協議か事実上の打合せという形で議論してルール化する必要がある。そうすると、原告弁護団の方でも、原告団にそういう説明をしてもらえるのではないかと思う。

第4問 その他

1 当事者が主張する背景事情のうち、考慮すべき事情 【提出問題 20】

2 裁判所間で情報を共有する方策 【提出問題 21】

- 情報の共有に関しては、係属事件に限らず、情報を蓄積して共有することは非常に大事であるので、本などに出てこない分野の知識、診療方法などの知見や審理運営方法などの情報を、裁判所だけでなく、当事者、学者みんなで共有できるシステムがあればいいと思う。
- 判決をする場合、裁判所にはあまり政治的又は政策的な観点に関心を抱いて欲しくないという思いがあるが、ある結論を出した場合にその判決がどういう影響を及ぼすのかは考えてても良いのではないかと思う。また、同種事件の有り様や潜在原告がどれくらいいるのかなどの情報は、知っていると和解の方向性に対する当事者の考え方等を推し量る一つの参考になるとは思う。もちろん和解の話があったときは、そういう情報を提供するようしている。和解の具体的な話になると、大規模訴訟の場合は、財源の手当ての問題や、どういう形で統一的な和解のシステムを構築するかという問題に直面するので、裁判所には、原被告双方からいろいろな情報を吸い上げてもらって、和解の基本的な方向性を決めていただく必要があると思う。